

参考資料

参考資料 1 1 頁 ~ 5 頁

参考資料 2 6 頁 ~ 2 1 頁

参考資料 3 2 2 頁

大正10年法の抜粋

第2条第1項

左ニ掲クル商標に付テハ之ヲ登録セス

- 一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ図形ヲ有スルモノ
- 二 国旗，軍旗，勲章，褒章，記章又ハ外国ノ国旗ト同一又ハ類似ノモノ
- 三 白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「ジュネヴァ」十字ノ称号若ハ文字ト同一又ハ類似ノモノ
- 四 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ
- 五 他人ノ肖像，氏名，名称又ハ商号ヲ有スルモノ但シ其ノ他人ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 六 同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノモノ
- 七 政府ノ開設シ，道府県若ハ之ニ準スヘキモノ開設シ若ハ政府ノ許可ヲ得テ開設スル博覧会又ハ外国ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覧会ノ賞牌，賞状又ハ褒状ト同一又ハ類似ノ図形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞牌，賞状又ハ褒状ヲ受領シタル者カ其ノ図形ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 八 取引者又ハ需要者ノ間ニ広ク認識セラルル他人ノ標章ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ
- 九 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ
- 十 登録失効ノ日ヨリ一年ヲ経過セサル他人ノ商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ但シ其ノ他人ノ商標カ登録失効前一年以上使用セサリシモノナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
- 十一 商品ノ誤認又混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ

第7条第2項

商標権者ハ第5条ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ専用スルノ権利ヲ有ス

第34条

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ5千円以下ノ罰金に処ス

- 一 他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ商品ヲ交付シ，販売シ若ハ交付，販売ノ目的ヲ以テ所持スル者
- 二 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムルノ目的ヲ以テ交付シ若ハ販売シ又ハ其ノ交付，販売ノ目的ヲ以テ所持スル者
- 三 他人ノ登録商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ模造シタル者
- 四 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ使用シタル同一又ハ類似ノ商品ヲ交付，販売ノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者

- 五 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者
- 六 他人ノ登録商標ヲ偽造若ハ模造スルノ目的ヲ以テ其ノ用具ヲ製作，交付，販売又ハ所持スル者
- 七 同一又ハ類似ノ商品ニ関シ他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノヲ営業ニ用イル広告，看板，引札，物価表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者

現行法（昭和34年法）の抜粋

（商標登録の要件）

- 第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については，次に掲げる商標を除き，商標登録を受けることができる。
- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 二 その商品又は役務について慣用されている商標
 - 三 その商品の産地，販売地，品質，原材料，効能，用途，数量，形状（包装の形状を含む。）,価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所，質，提供の用に供する物，効能，用途，数量，態様，価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
 - 五 極めて簡単で，かつ，ありふれた標章のみからなる商標
 - 六 前各号に掲げるもののほか，需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
- 2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても，使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては，同項の規定にかかわらず，商標登録を受けることができる。

（商標登録を受けることができない商標）

- 第4条 次に掲げる商標については，前条の規定にかかわらず，商標登録を受けることができない。
- 一 国旗，菊花紋章，勲章，褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標
 - 二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで，千九百十一年六月二日にワシントンで，千九百二十五年十一月六日にヘーグで，千九百三十四年六月二日にロンドンで，千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国，世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国，世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて，通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

- 三 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標
- 四 白地赤十字の標章又は赤十字若しくはジュネーブ十字の名称と同一又は類似の商標
- 五 日本国又はパリ条約の同盟国，世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて，その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの
- 六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関，公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標
- 七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標
- 八 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号，芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）
- 九 政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの又は外国でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標（その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。）
- 十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて，その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十一 当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて，その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務（第六条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定した商品又は役務をいう。以下同じ。）又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十二 他人の登録防護標章（防護標章登録を受けている標章をいう。以下同じ。）と同一の商標であつて，その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの
- 十三 商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があつたときは，その確定の日。以下同じ。）から一年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前一年以上使用をしなかつたものを除く。）又はこれに類似する商標であつて，その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十四 種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて，その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの
- 十五 他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標（第

十号から前号までに掲げるものを除く。)

十六 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標

十七 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であつて、不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)をもつて使用をするもの(前各号に掲げるものを除く。)

(商標権の効力)

第25条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(差止請求権)

第36条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第37条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用

二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為

三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸

入する行為

- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

主要国商標法の抜粋

TRIPS協定

第16条（与えられる権利）

- 1 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがある場合であると推定される。そのような排他的権利は、いかなる既得権も害するものであってはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

欧州共同体商標規則

第7条 絶対的拒絶理由

- (1) 次に掲げるものは、登録することができない。
 - (a) 第4条の要件に従わない標識
 - (b) 識別性を欠く商標
 - (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製産の時期、サービスの提供の時期、又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示のみからなる商標
 - (d) 通用語において又は公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識若しくは表示のみからなる商標
 - (e) 次に掲げる形状のみからなる標識
 - (i) 商品そのものの性質から生ずる形状
 - (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状
 - (iii) 商品に本質的価値を与える形状
 - (f) 公共政策又は一般に是認された道德規範に反する商標
 - (g) 公衆を、たとえば、商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標
 - (h) 権限のある当局によって許可されていない商標であって、パリ条約第6条の3に従い拒絶されるべきもの
 - (i) パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含む商標であって、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について適切な当局の同意がある場合は、この限りでない。
- (2) 前項の規定は、不登録事由が共同体の一部にのみ存在するときであっても適用する。

- (3)(1)(b),(c)及び(d)は、登録を求めている商品又はサービスについて商標が使用された結果、その商標が識別性のあるものとなっているときには、適用しない。

第8条 相対的拒絶理由

- (1) 先行商標の所有者による異議の申立に基づき、次に掲げる場合には、出願に係る商標は登録されないものとする。
- (a) その商標が先行商標と同一であって、登録出願に係る商品又はサービスと先行商標が保護されている商品又はサービスとが同一である場合
 - (b) その商標と先行商標との同一性又は類似性及びこれらの商標の指定商品若しくはサービスの同一性又は類似性のために、先行商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生ずるおそれがある場合。この場合の混同のおそれは、先行商標との関連を生ずるおそれを含む。
- (2) 前項の目的のため、「先行商標」とは次に掲げるものをいう。
- (a) 次の種類の商標であって、適切な場合には、これらの商標について主張された優先権を考慮して、当該共同体商標の登録出願の日に先行する登録出願の日を有するもの
 - (i) 共同体商標
 - (ii) 構成国において、又はベルギー、オランダ若しくはルクセンブルグの場合には、ベネルックス商標庁において登録された商標
 - (iii) 構成国について効力を有する国際協定に基づき登録された商標
 - (b) 登録されることを条件として、(a)にいう商標の出願
 - (c) 当該共同体商標の登録出願の日に、又は適切な場合には、当該共同体商標の登録出願について主張されている優先日に、パリ条約第6条の2において用いられている「広く認識されている」の用語の意味で構成国において広く認識されている商標
- (3) 商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の許諾を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をした場合には、その商標に係る権利を有する者による異議の申立に基づき、その商標を登録しないものとする。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。
- (4) 単なる一地方以上の取引において使用されている未登録商標その他の標識の所有者による異議の申立に基づき、次に掲げる場合及び当該範囲については、その標識を支配する構成国の法律に従い、当該出願に係る商標を登録することができない。
- (a) その標識に対する権利が共同体商標の登録出願の日前に、又は共同体商標の登録出願について主張された優先日前に取得された場合
 - (b) その標識により事後の商標の使用を禁止する権利がその所有者に与えられる場合
- (5) 第2項にいう先行商標の所有者の異議申立に基づき、さらに、出願に係る商標は、それが先行商標と同一又は類似であって先行商標が登録されている商品若しくはサービスと同一又は類似でない商品若しくはサービスに

ついて登録されようとしている場合、先行の共同体商標に関してはその商標が共同体において名声を得ており、また、先行の国内商標に関してはその商標が関係する構成国において名声を得ている場合、及び、出願に係る商標を正当な理由なく使用することがその先行商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害することとなる場合には、登録されないものとする。

第9条 共同体商標により与えられる権利

- (1) 共同体商標は、その所有者にその商標についての独占権を与える。所有者は、自己の同意を得ないで全ての第三者が次に掲げる標識を取引上を使用することを阻止する権利を有する。
- (a) 共同体商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて共同体商標と同一の標識
- (b) 共同体商標と当該標識との同一性又は類似性並びに共同体商標及びその標識に包含される商品又はサービスの同一性又は類似性のために、公衆の側に混同を生ずるおそれがある場合には、その標識。この場合の混同のおそれには、その標識と商標との間に関連のおそれがあるときを含む。
- (c) 共同体商標が共同体において名声を得ている場合であって、当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するときは、共同体商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関する共同体商標と同一又は類似の標識
- (2) 次に掲げる事項は、特に、(1)の規定に基づき禁止することができる。
- (a) 当該標識を商品又はその包装に付すこと
- (b) 当該標識の下に、商品を提供すること、商品を市場に出すこと若しくはこれらの目的のために貯蔵すること又はサービスを提供若しくは供給すること
- (c) 当該標識の下に、商品を輸入又は輸出すること
- (d) 当該標識を取引書類及び広告に使用すること
- (3) 共同体商標により与えられる権利は、その商標登録の公告の日から第三者に対抗することができるものとする。もっとも、共同体商標出願の公告の日後に生じた事象に関しては相当の賠償金を請求することができ、その事象は、商標登録の公告後にその公告によって禁止される。事件を所管する裁判所は、登録が公告されるまで事件の是非について決定しないことができる。

第40条 出願の公告

- (1) 共同体商標の出願が従わなければならない要件を満たしている場合であって、前条(6)にいう期間が満了しているときは、その出願は、第37条及び第38条の規定に基づいて拒絶されないかぎり、公告される。

- (2) 公告後に、第37条及び第38条の規定に基づき出願が拒絶される場合には、拒絶すべき旨の決定は、それが確定したときに公告される。

第42条 異議申立

- (1) 共同体商標出願の公告があった後3月以内に、次に掲げる者は、第8条の規定に基づき登録することができない理由により、その商標の登録に対し異議の申立をすることができる。
- (a) 第8条(2)に規定する先の商標の所有者並びに第8条(1)及び(5)の規定に関してその所有者が許諾した使用権者
- (b) 第8条(3)に規定する商標の所有者
- (c) 第8条(4)に規定する先の標章又は標識の所有者及び関係する国内法に基づき権利行使を認められた者
- (2) 前項に定める条件に従うことを条件として、第44条(2)第2文に従い補正された出願の公告の場合にも、商標の登録に対する異議の申立をすることができる。
- (3) 異議申立は、書面により提出しなければならない。かつ、理由を明記しなければならない。異議申立は、異議申立料が支払われるまで正規に申立てられたものとはみなされない。異議申立人は、官庁が定める期間内に自己の立場を支える事実、証拠及び主張を提出することができる。

第45条 登録

出願がこの規則の要件を満たしている場合及び第42条(1)に規定する期間内に異議申立の通知がされていない場合又は異議申立が最終決定により拒絶されている場合には、商標は共同体商標として登録される。ただし、所定の期間内に登録料が支払われている場合に限る。所定の期間内に登録料が支払われない場合には、出願は、取り下げたものとみなされる。

英国商標法

第5条 登録の相対的拒絶理由

- (1) 商標は、それが先行の商標と同一であり、かつ、その出願に係る商品又はサービスと先行商標が保護されている商品又はサービスと同一である場合には、登録されない。
- (2) 商標は、次のいずれかの理由により、先行商標を連想させるおそれがある場合を含め、公衆の側に混同を生じさせるおそれがある場合には、登録されない。
- (a) その商標が先行商標と同一であって、先行商標が保護されている商品又はサービスと類似の商品又はサービスについて登録が求められている場合
- (b) その商標が先行商標と類似であって、先行商標が保護されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録が求められている場合
- (3) 次に掲げる商標は、先行商標が連合王国において(又は共同体商標の場合には、欧州共同体において)名声を得ており、かつ、正当な理由なく後

続の商標を使用することが先行商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害することとなる場合には、その範囲について、登録されない。

- (a) 先行商標と同一又は類似の商標であって
- (b) 先行商標が保護されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて登録が求められているもの
- (4) 商標は、次のいずれかの理由により、その使用が連合王国において妨げられるおそれがある場合には、その範囲について、登録されない。
 - (a) 未登録商標又は取引上使用されるその他の標識の保護に関する法律(特に、詐称通用に関する法律)の規定による場合
 - (b) 前記(1)から(3)まで又は(a)に規定するもの以外の先行の権利による場合、特に、著作権、意匠権又は登録意匠に関する法律による場合
このように商標の使用を防ぐ権限を有する者は、この法律において、商標に関する「先行の権利」の所有者という。
- (5) 先行商標又はその他の先行の権利の所有者が商標の登録に同意を与えた場合には、この条のいかなる規定も、その登録を妨げるものではない。

第10条 登録商標の侵害

- (1) 商標が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについてその商標と同一の標識を取引上使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。
- (2) 次のいずれかの理由により、登録商標と関連を生ずるおそれを含む、公衆の側に混同を生ずるおそれがある場合には、次の標識を取引上使用する者は、当該登録商標を侵害するものとされる。
 - (a) 登録商標と同一の標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて使用すること
 - (b) 登録商標に類似する標識を、当該商標が登録されている商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて使用すること
- (3) 登録商標が連合王国において名声を得ており、かつ、正当な理由なく次の標識を使用することが当該商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合には、当該標識を取引上使用する者は、当該商標を侵害するものとされる。
 - (a) 当該商標と同一又は類似の標識であって
 - (b) 当該商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて使用されるもの
- (4) この条の適用上、特に次の行為をする者は、当該標識を使用するものとされる。
 - (a) 商品又はその包装に当該標識を付すること
 - (b) 当該標識の下に商品を申し出若しくは売りに出し、商品を市場に出し、これらの目的のために商品を保管し又は当該標識の下にサービスを申し

出若しくは提供すること

- (c) 当該標識の下に商品を輸入又は輸出すること
- (d) 取引書類又は広告に当該標識を使用すること
- (5) 商品のラベル付け若しくは包装のために、取引書類として又は商品若しくはサービスの広告のために用いられる素材に登録商標を付す者は、その標章を付した時に、その標章を付すことが所有者若しくは使用権者によって正式に許可されていないことを知っていたか又はそのことを信ずるに足る理由を有していた場合には、登録商標を侵害する素材を使用した者とみなされる。
- (6) この条文のいかなる規定も、所有者又は使用権者の商品又はサービスとしてそれを特定する目的で他人が登録商標を使用することを妨げるものと解すべきではない。

ただし、正当の理由がない使用が登録商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害するものである場合には、工業上又は商業上の誠実な慣習に従った使用以外のいかなる使用も、当該商標を侵害するものとみなされる。

ドイツ商標法

第8条（絶対的拒絶理由）

- [1] 第3条に規定する商標として保護することができる標識であっても、視覚により認識できるように表現することができないものは、登録されないものとする。
- [2] 次の商標は登録されないものとする。
 - (1) 商品又はサービスについて識別性を有しない商標、
 - (2) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみをもって構成された商標、
 - (3) 指定する商品又はサービスについて、通用語において又は公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみをもって構成された商標、
 - (4) 特に、商品若しくはサービスの種類、品質又は原産地について、公衆を欺くようなものである商標、
 - (5) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標、
 - (6) 国の紋章、旗章、その他の記章又国内の地方、地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標、
 - (7) 連邦法律公報（Bundesgesetzblatt）における連邦司法省の告示により商標として有効に登録することができない監督用及び証明用の公の記号及び印章を含む商標、
 - (8) 連邦法律公報における連邦司法省の告示により商標として有効に登録することができない国際政府間機関の紋章、旗章若しくはその他の記号、印章又は表示を含む商標、

- (9) 公益に関するその他の規定によりその使用を明白に差し止めることができる商標。
- [3] 登録に関して決定がされる日前に商標を使用した結果、商標の出願に係る商品又はサービスについてその商標自体が識別標識として関係取引業界において確立している場合には、[2](1)、(2)及び(3)の規定は適用しない。
- [4] 商標が[2](6)、(7)及び(8)に定める標識の模倣を含んでいる場合にも、[2](6)、(7)及び(8)の規定は適用される。出願人が[2](6)、(7)及び(8)に定める標識の1つを商標中に含ませる権利を有する場合には、それが前記標識のうちの他の標識と混同を生ずることがあるときであっても、[2](6)、(7)及び(8)の規定は適用しない。更に、商標の登録出願に係る商品又はサービスが監督用又は証明用の記号又は印章の採用されている商品又はサービスと同一でもなく類似もしない場合には、[2](7)の規定は、適用しない。また、出願に係る商標が、それと国際政府間機関と間に関係があるものと公衆に偽って示唆するようなものでない場合には、[2](8)の規定は適用しない。

第9条（相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標）

- [1] 次の場合には、商標の登録は取り消すことができる。
- (1) 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一であって、当該商標の登録に係る商品又はサービスが先行の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと同一である場合、
- (2) 当該登録商標と先に出願又は登録された商標との同一性又は類似性のために、及び両商標によって指定された商品又はサービスの同一性又は類似性のために、他の商標との関連があるものと思わせる虞を含む、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合、
- (3) 当該登録商標が、先に出願又は登録された商標と同一又は類似であって、先行の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて登録されていた場合には、先行の商標がドイツ連邦共和国において名声を得ており、かつ、正当な理由なく当該登録商標を使用することが名声を得ている商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害するものであるとき。
- [2] 商標出願は、それが登録された場合にのみ、[1]にいう拒絶理由を構成する。

第14条（商標の所有者の排他的権利；差止請求；損害賠償）

- [1] 第4条の規定に基づいて商標の保護を取得することにより、その商標の所有者には、その商標について排他的権利が与えられるものとする。
- [2] 第三者は、商標の所有者の同意を得ないで次の標識を取引上使用することを禁止されるものとする。
- (1) 商標が保護されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて、当該商標と同一の標識、
- (2) 標識と商標との同一性又は類似性並びにその商標及び標識が対象とす

- る商品又はサービスとの同一性又は類似性のために，その標識と商標が関連があるものと思わせる虞を含む，公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合には，その標識，
- (3) 商標がドイツ連邦共和国において名声を得ている場合であって，正当な理由なく当該標識を使用することがその商標の識別性又は名声を不正に利用し又は害するものであるときは，その商標が保護されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて，その商標と同一又は類似の標識。
- [3] [2] に定める必要条件が満たされた場合には，特に，次のことが禁止されるものとする。
- (1) 商品又はその包装若しくは表装に標識を付すこと，
- (2) 当該標識の下に商品を申し出，市場に出し又はこれらの目的のために商品を貯蔵すること，
- (3) 当該標識の下にサービスを申し出又は提供すること，
- (4) 当該標識の下に商品を輸入又は輸出すること，
- (5) 営業書類又は広告に当該標識を使用すること。
- [4] [2] 及び [3] の規定に従い第三者が当該標識を使用することを禁止されている商品若しくはサービスの包装若しくは表装として，又は，かかる商品若しくはサービスに標章を付すための道具として，包装若しくは表装が使用される虞がある場合には，第三者は，商標の所有者の同意を得ないで，取引上次のことをすることを禁止されるものとする。
- (1) 包装，表装又はラベル，下札，縫込ラベル等の標章を付すための道具に，商標と同一の標識又は類似の標識を付すこと，
- (2) 商標と同一の標識又は類似の標識を付した包装，表装又は標章を付すための道具を申し出，市場に出し又はこれらの目的のためにこれらを貯蔵すること，
- (3) 商標と同一の標識又は類似の標識を付した包装，表装又は標章を付すための道具を輸入又は輸出すること。
- [5] 商標の所有者は，[2] 乃至 [4] の規定に違反して標識を使用する者に対してその使用の差止請求をすることができる。
- [6] 故意又は過失により侵害行為をした者は，その侵害行為により被った損害について商標の所有者に賠償する責を負うものとする。
- [7] 従業員又は権限のある代表者が営業施設内で侵害行為をした場合には，商標の所有者はその営業施設の所有者に対してその使用の差止請求をすることができ，また，従業員又は権限のある代表者が故意又は過失によりその行為をした場合には，営業施設の所有者に対して損害賠償請求をすることもできる。

第 3 2 条 (出願要件)

- [1] 登録簿への商標の登録出願は，特許庁にしなければならない。
- [2] 出願には，次の事項を含まなければならない。
- (1) 出願人を特定する情報，
- (2) 商標の複製，及び，

- (3) 登録が求められている商品又はサービスの一覧表。
- [3] 出願は、第65条[1](2)の規定に基づく法令に定める他の出願要件を満たさなければならない。
- [4] 出願とともに、料金表に規定する手数料を納付しなければならない。商品又はサービスの分類の3以上の類に分類される商品又はサービスについて登録が求められている場合には、料金表に規定する手数料を追加の各類毎に納付しなければならない。

第41条(登録)

出願が、出願要件を満たし、かつ、第37条の規定に基づき拒絶されない場合には、当該商標は登録簿に登録されるものとする。登録は公告されるものとする。

第42条(異議申立)

- [1] 先行の商標の所有者は、第41条の規定に基づく商標の登録の公告日から3月以内に、その商標の登録に対し異議の申立をすることができる。
- [2] 異議は、次のものにより商標を取り消すことができるという理由のみに基づくことができる。
- (1) 第9条1又は(2)の規定に基づき先に出願されたか又は先に登録された商標、
- (2) 第9条1又は(2)の規定に関連して第10条の規定に基づき先に広く認識されている商標、
- (3) 第11条の規定に基づく商標の所有者の代理人又は代表者についての商標の登録。
- [3][1]に規定する期間内に、料金表に規定する手数料を納付しなければならない。手数料が納付されない場合には、異議は申し立てられなかったものとみなされる。

米国商標法

第1052条(商標は主登録簿に登録可能であること；同時登録〔第2条〕)

出願人の商品を他人の商品から識別することのできる如何なる商標も、当該性質にかんがみ主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし、それが次のものからなるときは、この限りでない。

- (a) 不道德な、欺瞞的な若しくは言語道断な事項又は生者たると死者たるとを問わず、人との関連、施設、信仰若しくは国民的なシンボルを軽蔑し若しくは不正に表示し又はこれらを侮辱し若しくはこれらの信用を毀損する虞のある事項から成り又はこれを包含するもの。又はワイン若しくはスピリッツについて若しくはそれに関連して使用される場合に、これらの商品の原産地以外

の場所の同一性を示す地理的表示であって、(ウルグアイ・ラウンド協定法第2条(9)にいう)WTO協定が合衆国に効力を生じる日に若しくはその日から1年後に出願人によってワイン若しくはスピリッツについて若しくはそれに関連して最初に使用されるもの。

- (b)合衆国、何れかの州若しくは地方公共団体又は何れかの外国若しくはこれらに類似するものの旗章、紋章その他の記章から成り又はこれを包含するもの。
- (c)ある生存者を表示する氏名、肖像若しくは署名(その生存者の承諾を得た場合を除く。)から成り、若しくはこれを包含し又は合衆国の故大統領の氏名、署名若しくは肖像であってその未亡人が存命中に使用されるという条件の下でのもの(その未亡人の書面による承認を得た場合を除く。)から成り若しくはこれを包含するもの。
- (d)特許商標庁に登録されている標章又は他人によって合衆国内で先に使用されて、かつ、放棄されていない標章若しくは商号と、出願人の商品について又はそれに関連して使用される場合は、混同を生じさせ、誤認を生じさせ若しくは人を欺瞞する虞のある程度に類似する標章から成り若しくはこれを包含するもの。ただし、特許商標庁長官においてこれら同一若しくは類似の標章の使用の態様若しくは使用の場所又は当該標章の使用される商品に関する条件及び制限の下に当該標章の2人以上の者による継続使用から混同、誤認若しくは欺瞞の生じる虞がないと認定するときは、そしてまた、これらの者が(1)本法律に基づき、係属中の出願若しくは実行された何れかの登録の出願日のうち最先の出願日前、(2)1881年3月3日付法律若しくは1905年2月20日付法律の下で先に実行され、かつ、引き続き1947年7月5日においても完全な効力を保持する2以上の登録の場合においては1947年7月5日前又は(3)1905年2月20日付法律の下で出願され、かつ、1947年7月5日後に登録された2以上の出願の場合においては1947年7月5日前にこれらの標章を取引上合法的に同時使用してきた結果、これらの標章を使用する正当な権利を有することとなったときは、これらの者に同時登録を許すことができる。係属中の出願又は登録の出願日以前の使用は、その出願又は登録の所有者が出願人に同時登録の付与に同意した場合は、要求されないものとする。同時登録は、管轄権を有する裁判所において、2人以上の者が取引上同一又は類似の標章を使用する正当な権利を有する旨の確定判決がある場合にも特許商標庁長官において許すことができる。同時登録を許す際に特許商標庁長官は、当該標章の使用の態様若しくは場所又は当該標章が登録される商品に同じ条件及び制限を各人に規定しなければならない。
- (e)ある標章であって、(1)出願人の商品について又はそれに関連して使用される場合に、これらの商品を単に記述する標章であるか又は欺瞞的に誤って記述する標章であるもの、(2)出願人の商品について若しくはそれに関連して使用される場合に、主として地理的にこれらの商品を記述する標章で(原産地の表示であって、第4条の規定に基づき登録することができるものを除く。)、(3)出願人の商品について若しくはそれに関連して使用される場合に、主として地理的にこれらの商品を欺瞞的に誤って記述する標章であるもの、(4)主として氏姓であるにすぎないもの、又は(5)全体として職務上の事項から成る商標であるものから成るときは、この限りでない。

(f)(a)乃至(d)，(e)(3)及び(e)(5)の規定において明示的に排除されるものを除くほか，本条に定める如何なる規定も，出願人の使用する標章であつて，取引上出願人の商品を識別することができるようになったものの登録を妨げるものではない。特許商標庁長官は，識別性の主張がなされた日以前の5年間にわたり，当該標章が，出願人の商品について又はそれに関連して使用された場合に，出願人による標章としてのその実質的に排他的で，かつ，継続的な使用の明らかな証となつたという一応の証拠として受理することができる。本条においては，出願人の商品について若しくはそれに関連して使用される場合に，主として地理的にこれらの商品を欺瞞的に誤って記述する標章であつて，北米自由貿易協定施行法の制定日前に取引上出願人の商品であることを識別することができるようになっていたものの登録を妨げるものではない。

使用することで第43条(c)[第1125条(c)]に規定される希釈化を生ぜしめる可能性のある標章の登録は，第13条に基づく手続によつてのみ拒絶することができる。また，使用により第43条(c)[第1125条(c)]に基づく希釈化を生ぜしめる可能性のある標章の登録は，第14条又は第24条に基づく手続により取消することができる。

第1114条(救済措置；侵害；印刷業者及び出版業者による善意の侵害〔第32条〕)

(1)登録名義人の同意を得ないで次のことをする者は何人も，登録名義人の提起する民事訴訟において次に規定する救済措置に服するものとする。(b)の規定により，登録名義人は，模造が混同を生じさせ，誤認させ又は欺瞞するために使用するものであることを知りながら当該行為を行ったものでない限り，利益又は損害の回復をすることができない。

(a)ある登録標章の複製，偽造，写又はもっともらしい模造を商品若しくはサービスの販売，販売の申出，配布又は広告に関連して取引上使用することであつて，かかる使用が混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は人を欺瞞する虞のある使用。

(b)ある登録標章を複製し，偽造し，写し取り又はもっともらしく模造し，かつ，その複製，偽造，写し又はもっともらしい模造を商品若しくはサービスの販売，販売の申出，配布又は広告に若しくはこれらの行為に関連して取引上使用しようとするラベル，看板，印刷物，表装，包装，容器，又は広告に使用することであつて，かかる使用が混同を生じさせ，誤認を生じさせ又は人を欺瞞する虞のある使用。

本項において使用される「何人」の語には，合衆国，そのすべての代行機関及び下部機関，並びに合衆国のために，かつ，合衆国の認可及び同意の下に行動するすべての個人，会社，法人その他の者，並びに州，州の下部機関及び公の資格において行動する州又は州の下部機関の官吏又は職員が含まれる。合衆国，そのすべての代行機関及び下部機関，並びに合衆国のために，かつ，合衆国の認可及び同意の下に行動するすべての個人，会社，法人その他の者，並びに州及びその下部機関，官吏又は職員は，非政府機関と同じ方法及び範囲で本法律の適用を受ける。～以下略～

韓国商標法

第6条（商標登録の要件）

次の各号の一に該当する商標を除き，商標登録を受けることができる。

- 1．その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示した標章のみからなる商標
- 2．その商品について慣用される商標
- 3．その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状（包装の形状を含む）・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法で表示した標章のみからなる商標
- 4．顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
- 5．ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示した標章のみからなる商標
- 6．簡単でありふれた標章のみからなる商標
- 7．第1号乃至第6号のほかに需要者が何人かの業務に係る商品を表示するものであることを識別することができない商標

第1項第3号・第5号又は第6号に該当する商標であっても，第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果，需要者の間にその商標が何人かの業務に係る商品を表示するものであることを顕著に認識されているものはその商標を使用した商品を指定商品（第10条第1項及び第47条第2項第3号の規定により指定した商品及び追加して指定した商品をいう。以下同じ。）にして商標登録を受けることができる。

第7条（商標登録を受けることができない商標）

次の各号の一に該当する商標は，第6条の規定にかかわらず，商標登録を受けることができない。

- 1．大韓民国の国旗・国章・軍旗・勳章・褒章・記章，外国の国旗・国章，産業財産権保護に関するパリ条約同盟国の勳章・褒章・記章，赤十字・オリンピック又は著名な国際機関などの名称若しくは標章と同一又は類似する商標，大韓民国・産業財産権保護に関するパリ条約同盟国・その国家の公共機関が使用する監督用若しくは証明用印章又は記号と同一又は類似する商標
- 2．国家・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人との関係を虚偽に表示し，又はこれらを誹謗若しくは侮辱し，又はこれらについて悪評を受けるおそれがある商標
- 3．国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人の営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章であって，著名なも

のと同じ又は類似する商標。ただし、国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人又は公益事業体から自己の標章を商標登録出願するときは、この限りでない。

- 4．公共の秩序又は善良の風俗を紊乱するおそれがある商標
- 5．政府が開催し若しくは政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催し若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状若しくは褒章と同一又は類似する標章を有する商標。ただし、その賞牌・賞状若しくは褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品について商標の一部としてその標章を使用するときは、この限りでない。
- 6．著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 7．先出願による他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その登録商標の指定商品と同一又は類似する商品に使用する商標
- 8．商標権が消滅した日（商標登録を無効にすべき旨の審決があった場合は、審決確定日をいう。）から1年を経過していない他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その指定商品と同一又は類似する商品に使用する商標
- 9．他人の商品を表示するものであると需要者の間に顕著に認識されている商標と同一又は類似する商標であって、その他人の商品と同一又は類似する商品に使用する商標
- 10．需要者の間に顕著に認識されている他人の商品又は営業と混同を生ずるおそれがある商標
- 11．商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標
- 12．韓国内又は外国の需要者の間に特定人の商品を表示するものと顕著に認識されている商標と同一又は類似する商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその特定人に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する商標
- 13．商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するに不可欠な立体的形状のみでなされた商標
- 14．世界貿易機構加入国内の葡萄酒及び蒸留酒の産地に関し地理的表示で構成され、又は同表示を含む商標であって、葡萄酒・蒸留酒若しくはこれと類似する商品に使用しようとする商標

第1項第6号・第9号及び第10号の規定に該当する商標であっても、商標登録出願の時にこれに該当しないものについては、当該規定は適用しない。

第1項第7号及び第8号の規定は、商標登録出願時にこれに該当するもの（他人の登録商標が第71条第3項の規定により無効となった場合もこれに該当するものとみなす。）について、これを適用する。ただし、商標登録出願の後

に商標権者と商標登録出願人（以下，“出願人”という。）が同一になった場合は，この限りでない。

第1項第8号の規定は次の各号の一に該当する場合は，これを適用しない。

- 1．登録商標が商標権が消滅した日からさかのぼって1年以上使用されていない場合
- 2．登録商標が第1項第6号・第9号・第10号及び第12号，第8条又は第73条第1項第7号の規定に違反したことを事由として無効又は取消しの審決が確定した後，その正当な出願人が商標登録出願をした場合
- 3．登録商標に対する商標権の存続期間更新登録出願がされなかったまま第43条第2項ただし書の規定による6か月の期間が経過した後に商標登録出願した場合

第73条第1項第2号・第3号・第5号乃至第9号の規定に該当する旨を理由として商標登録の取消しの審判が請求され，その請求日以後に次の各号の一に該当するに至ったときは，商標権者及びその商標を使用した者は，その該当するに至った日から3年が経過した後に商標登録出願をしなければ，消滅した登録商標と同一又は類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品について商標登録を受けることができない。

- 1．存続期間満了により商標権が消滅した場合
- 2．商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
- 3．商標登録取消しの審決が確定した場合

第66条（侵害とみなす行為）

次の各号の一に該当する行為は，商標権又は専用使用権を侵害したものとみなす。

- 1．他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似する商品に使用し，又は他人の登録商標と類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品に使用する行為
- 2．他人の登録商標と同一又は類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品に使用する目的又は使用させる目的で交付し，又は販売し，又は偽造・模造又は所持する行為
- 3．他人の登録商標を偽造若しくは模造する目的，又は偽造若しくは模造させる目的で，その用具を製作し，交付し，販売し，又は所持する行為
- 4．他人の登録商標若しくはこれと類似する商標が表示された指定商品と同一又は類似する商品を譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

次に掲げる標識を商標として使用してはならない。

- (1) 中華人民共和国の国名，国旗，国章，軍旗，勲章と同一又は類似のもの，及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称，図形と同一のもの。
- (2) 外国の国名，国旗，国章，軍旗と同一又は類似のもの。ただし，同国政府が同意する場合はこの限りでない。
- (3) 政府間で組織する国際組織の名称，旗，徽章と同一又は類似のもの，ただし，同組織が同意する場合，又は公衆に容易に誤認させない場合はこの限りでない。
- (4) 実施制御用又は保証用の政府標識又は検査印と同一又は類似のもの。ただし，権限が付与された場合はこの限りでない。
- (5) 「赤十字」，「赤新月」の名称，標識と同一又は類似のもの。
- (6) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。
- (7) 誇大に宣伝し，かつ，詐欺の性格を帯びたもの。
- (8) 社会主義道徳風習を害し，又はその他の不良な影響を及ぼすもの。

県クラス以上の行政区画の地名又は一般に知られた外国地名は，商標とすることができない。ただし，その地名が別の意味を有する場合，又は団体商標，証明商標の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標としてすでに登録された商標は引き続き有効である。

第11条

次に掲げる標識を商標として登録してはならない。

- (1) 当該商品の普通に用いられる名称，図形，型番しかないもの。
- (2) 商品の品質，主要原料，効能，用途，重量，数量及びその他の特徴しか直接に表示しないもの。
- (3) 顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標識は，使用により顕著な特徴を取得し，容易に識別可能である場合，商標として登録することができる。

第12条

三次元標識で商標登録を出願するときには，商品自体の性質により生じた形状，技術的效果を獲得するために必要な商品形状又は商品に実質的な価値を具備させる形状で登録してはならない。

第13条

同一又は類似の商品について登録を出願する商標は，他人の中国で登録されていない著名商標を複製，模倣又は翻訳したもので，混同を引き起こし易いときには，登録を許可しなく，かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録を出願する商標は、他人の中国で登録された著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆に誤認させ、同著名商標登録者の利益に損害を与え得るときには、登録を許可しなく、かつその使用を禁止する。

第14条

著名商標の認定には、以下の要素を考えなければならない。

- (1) 同商標に関連公衆の認知度。
- (2) 同商標の持続的な使用期間。
- (3) 同商標の如何なる宣伝の持続期間、程度及び地理範囲。
- (4) 同商標を著名商標としての保護記録。
- (5) 著名になるその他の要素。

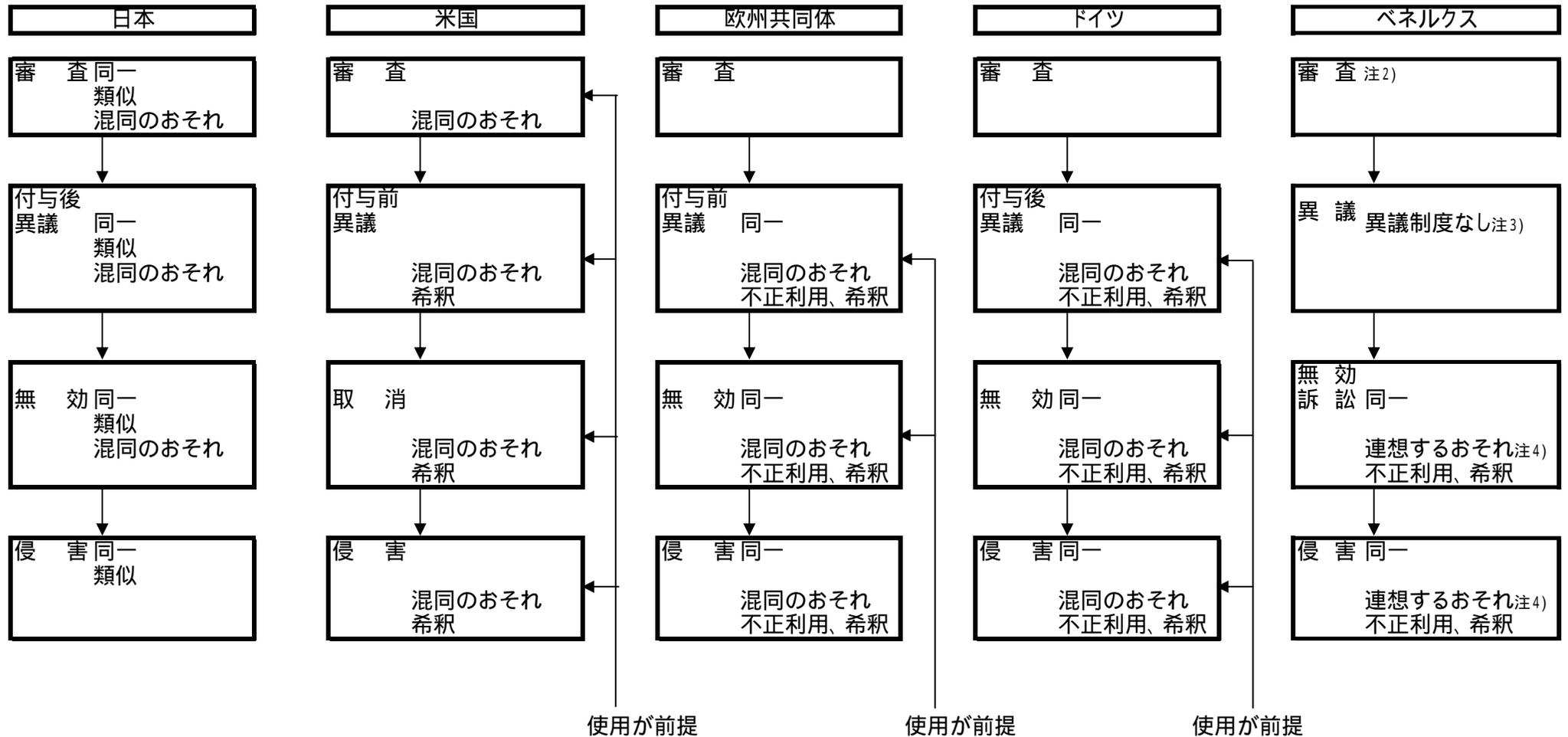
第52条

次の各項に掲げる行為は、何れも登録商標専用権の侵害とする。

- (1) 商標登録者の許諾を受けずに、同一商品又は類似商品にその登録商標と同一又は類似の商標を使用する場合。
- (2) 登録商標専用権を侵害する商品を販売する場合。
- (3) 他人の登録商標の標識を偽造又は許可なしで製造し、若しくは偽造又は許可なしで製造した登録商標の標識を販売する場合。
- (4) 商標登録権者の許諾を受けずに、その登録商標を変更し、かつ当該変更商標を使用する商品を市場に投入した場合。
- (5) 他人の登録商標の専用権にその他の損害を与えている場合。

出典：AIPPI・JAPAN「外国工業所有権法令集」等より

諸外国の法制(相対的拒絶理由に関する「同一」、「類似」、「混同」)



注1) 「使用が前提」と付記したものは、当該ケースにおいて当該商標の使用が判断の前提とされていると考えられる場合を意味する。

注2) ベネルクス商標法においては、商標登録出願時において絶対的拒絶理由のほか、出願人に対し有料の先行調査(商標庁が実施)が義務付けられるが、その先行調査結果に基づいて登録が拒絶されるものではなく、当該調査結果を受けた出願人の判断により、出願取消又は、商品補正、出願維持の意思表示により登録される。

注3) 現行ベネルクス商標法には異議申立制度は存在しないが、現在準備中の法改正案によれば異議申立制度導入が予想される。

注4) 1997年11月11日EC司法裁判所判決により、連想が生じるおそれがあっても、商品の出所について混同を生じていない場合には、侵害があったとみなすには十分ではないことが示された。